

事務連絡
令和6年2月19日

介護保険事業者 殿

高齢福祉保険課 介護事業者グループ

令和5年度介護職員処遇改善支援補助金について（通知）

このことについて、厚生労働省から「令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱」が示されました。

当該補助金の実施主体は都道府県とされているため、可能な限り早期の支払となるよう本県においても、諸手続きを進めているところです。

現在のところ、本県の正式な交付要綱は制定されていませんが、実施要綱等を下記のとおりお示ししますので、裏面及び同封のパンフレット記載の要件に該当する法人におかれては内容をご確認のうえ、届出に向けご準備いただくようお願いします。

提出期限等については、追って連絡します。

記

1. 令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱
2. 様式（処遇改善計画書）
3. 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A

※紙媒体は配布しませんので、青森県ホームページをご覧ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/shogukaizen_hojokin.html

お問合せ先

介護職員処遇改善支援補助金等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

※「令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱」から抜粋

別紙1

表1 介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	1.2%
夜間対応型訪問介護	1.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.2%
(介護予防)訪問入浴介護	0.7%
通所介護	0.7%
地域密着型通所介護	0.7%
(介護予防)通所リハビリテーション	0.6%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	0.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
(介護予防)認知症対応型通所介護	1.4%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1.0%
看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	1.3%
介護福祉施設サービス	0.9%
地域密着型介護老人福祉施設	0.9%
(介護予防)短期入所生活介護	0.9%
介護保健施設サービス	0.5%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	0.5%
介護医療院サービス	0.3%
(介護予防)短期入所療養介護(病院等・医療院)	0.3%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

表2 介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%